

当市へのふるさと納税による寄附者の獲得やふるさと納税制度を活用した地域活性化を図るため、市外在住の寄附者に対して贈呈している「お礼の品」とその取扱い事業者について、この要項に基づき募集する。

## 1. 事業者の応募要件について

以下の全ての条件を満たすとともに、高山市ふるさと納税「お礼の品」事業者登録申込書（様式1）を提出し、市から承認を得られた事業者が「お礼の品」を応募できる。

- (1) 市内に事業所（店舗、工場など）がある法人又は個人事業者であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。※令和2年度に限り、滞納の有無は応募要件から外す。
- (3) 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- (4) インターネットに接続する端末及び帳票を出力するプリンター等の機器を有し、市が提供するふるさと納税管理システム（LedgHomeクラウド）操作マニュアル等に従って、同システムを利用した配送管理や代金請求などの事務処理が行えること。
- (5) 市と事業者の間において、迅速な連絡体制が確保できること。（電話に加えて、電子メールによるやり取りが可能なこと。）
- (6) 原則として、市が提携する次のふるさと納税ポータルサイト全てへの掲載が可能であり、今後、市がポータルサイトを追加する場合も同様であること。ただし、数量に限りがあるなど合理的な理由がある場合は、この限りでない。

ふるさとチョイス、楽天、さとふる、ふるなび
-----------------------

- (7) 原則として、お礼の品の発送にあたり、市が提携する次の運送事業者のいずれかを利用し、市と運送事業者間における運送料の直接清算ができること。（切手等で送付するものを除く。）

ヤマト運輸、佐川急便、日本郵政
-----------------

【注記】（様式1）及び2.に示す（様式2）（様式3）等は、同時に提出することを妨げない。

平成31年度（令和元年度）に市と契約した事業者についても、令和2年度以降、取扱いを継続したい場合は、（様式1）及び（様式2）（様式3）等を市へ提出する必要がある。

## 2. 「お礼の品」の応募要件について

以下に掲げる内容を満たすとともに、「事業者登録シート（様式2）」「お礼の品登録シート（様式3）」を提出し、市から承認を得られた場合、高山市ふるさと納税「お礼の品」として、市が提携するふるさと納税ポータルサイトやカタログ等に掲載する。

- (1) 当市の魅力が伝わる特産品やサービスの提供等であり、総務省の定める次の地場産品の基準のいずれかに該当すること。
  - ①市内で生産されたもの
  - ②市内で原材料の主要な部分が生産されたもの
  - ③市内で製造、加工その他の主要な工程が行われることにより相応の付加価値が生じたもの
  - ④市内で生産されたものと近隣の市村で生産されたものの混在が避けられないもの
  - ⑤市のキャラクターグッズなど市独自の返礼品と明らかなもの
  - ⑥①～⑤のものに、①～⑤と関連性があるものを少し加えたセットのもの

- ⑦市内で提供され、市に関連性のあるサービスの提供、その他これに準ずるもの
- (2) 各種法令等を遵守しているものであること。
- (3) 商品券やギフト券など金銭類似性の高いもの、電化製品や貴金属など資産性が高いものでないこと。
- (4) 市への提供価格（税込み）として、お礼の品 1 件あたり 1 千円以上であること。
- (5) 市への提供価格（税込み）として、単品（通常販売する単位）で 10 万円以上となるものでないこと。（総務省の定める高額な品を除く基準。例えば、各 9 万円の机 1 台とイス 4 脚で 45 万円のセット商品は可で、1 台で 15 万円の机を含んだセットは不可とする。）
- (6) 原則として、市やふるさと納税ポータルサイト運営事業者からの発注後、速やかに発送できるものであること。（最長でも寄附申込みからお礼の品の発送まで半年程度までとし、速やかに発送できないものは、あらかじめ発送可能時期について、ふるさと納税ポータルサイトやカタログ等における商品紹介において明示すること。）
- (7) 食品は、到着後 3 日以上消費期限又は賞味期限が確保されていること。
- (8) 品質及び数量について、申込書に記載の内容が確実に提供できることが見込めるものであること。万一、寄附者による申込後、該当の「お礼の品」が提供できないといった事態が生じた場合、市との協議に基づき、寄附者に対し、真摯にお詫びするとともに、同等以上の代替品の提供により理解を求めるなど、誠意をもって対応すること。

【注記】 上記に掲げる要件等に適合するものとして応募があった場合であっても、市が「お礼の品」として適当でないなどと判断した場合は、採用しないことがある。また、「お礼の品」として採用した商品や取扱い事業者に対するクレーム等の問題が生じ、市との協議等を経ても改善が図られない場合などは、採用を取り消すことがある。

### 3. 「お礼の品」に関する留意事項

「お礼の品」の造成、「お礼の品登録シート（様式 3）」等の作成にあたっては、以下に掲げる事項に留意すること。

- (1) 「お礼の品」に対しては、市への提供価格（税込み）を 0.3 で割って得られた額を超える千円単位の寄附額を設定すること。（※万円単位等の上丸めも可とする。）

★寄附金 5,000 円への提供価格注意点★

提供価格は 1,000～1,250 円内で設定をお願いします。（寄附金の 20%～25%）

※寄附金内の送料、サイト掲載手数料等の割合が増加するため。

●寄附金額の算出例：

提供価格（税込み）	1,000円	→	寄附金額	5,000円
〃	3,000円	→	〃	10,000円
〃	25,000円	→	〃	84,000円

（※9万円や10万円でも可）

「お礼の品」の造成にあたっては、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス等）での検索価格帯を意識し、様々な価格帯に商品を投入するなど、インターネットの特性に配慮すること。

区分※	寄附金	市への提供価格（税込み）
A	5,000～10,000円	1,000～3,000円
B	10,001～20,000円	3,001～6,000円
C	20,001～30,000円	6,001～9,000円
D	30,001～50,000円	9,001～15,000円

E	50,001～100,000円	15,001～30,000円
F	100,001～200,000円	30,001～60,000円
G	200,001～500,000円	60,001～150,000円
H	500,001～1,000,000円	150,001～300,000円
I	1,000,001円～	300,001円～

※区分のアルファベットと「お礼の品」毎に採番する数字を組合せ、当市における判別コードとして使用する。

(2) 魅力の伝わる商品紹介（文章表現、写真）などに十分配慮すること。

商品名については、ポータルサイトにおける「ワード検索」を意識し、分かりやすく、魅力の伝わる文字列とすること。総務省の定める「ふるさと納税の指定制度の運用に関するQ&A」で示される次の内容に抵触しないよう留意すること。

「お得」、「コスパ最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」、これらに類似する表現は、適正な募集方法で行ってはならない基準として定める「適切な選択を阻害するような表現」にあたる。

使用する写真や文章は、著作権や肖像権、その他の権利に抵触しないこと。

(3) 型違い、色違いなど寄附者に選択を許す商品の造成にあたっては、備考欄へのコメントの記入など確実に寄附者の意志が伝わるよう案内するとともに、寄附者と取扱い事業者間で、直接確認を求めるなど、誤発送の防止に最大限配慮すること。

(4) 応募できる商品数は、1事業者あたり最大40点までとする。(1)に掲げる価格帯毎の上限数は設けない。

ただし、複数の事業者の商品を取りまとめて提供する事業者（百貨店等）及び応募要件に合致する事業者同士がコラボレーションして提供する商品については、別途、市との協議による。

(5) 毎月1回、3か月連続して送るなど、1件の寄附に対し、発送するタイミングを複数回に分けた「お礼の品（定期便）」の造成を認める。ただし、総務省の定めるふるさと納税の募集経費等の上限があることなどから、次の条件等によること。

①送料（税込み）は、合計で寄附額の概ね15%程度を上限とする。

具体例：寄附額3万円 → 送料計4千5百円程度まで

寄附額2万円 → 送料計3千円程度まで

寄附額1万円 → 送料計1千5百円程度まで

②上記の送料の算定にあたっては、市が別に提供する運送事業者毎の「高山市ふるさと納税用運賃単価」を用い、関東への発送（標準、冷凍・冷蔵の別）により積算すること。

③定期便の造成にあたっては、発送回毎に、内容や市への提供価格（税込み）を定めただうえで、市への提供価格（税込み）の合計に基づき、対応する寄附額を設定すること。

なお、全ての発送回について、同一の内容とすることを妨げない。

④関連して、1件の寄附に対し、例えば冷凍と冷蔵の2個口で発送が必要となる食品関係の「お礼の品」の造成については、経済性を鑑み、認める必要性が乏しいと考えるため、原則として運送種別を合わせる。定期便の回毎の発送についても同様とする。

#### 4. 「お礼の品」の発送について

「お礼の品」の発送に際しては、次のとおりとする。

(1) - 1 市が、提携した運送事業者から交付を受け、取扱い事業者に提供する「高山市ふるさと納税専用の事業者コード」を必ず用いて発送すること。この専用コードの使用により、送料は、市

と運送事業者との間で直接清算が行えることとなる。(切手やレターパック等を使用するものを除く。これらは別途、市と取扱い事業者間で、切手など現物のやり取りにより清算する。)

(1) - 2 専用コードを誤って使用しないことにより、運送単価が高くなった場合であっても、市では既定の送料までしか支払えないため、特に留意すること。また、自社のインターネットショップなどの送付物については、ふるさと納税専用コードを用いた発送は絶対にしないこと。市ではふるさと納税「お礼の品」以外の物品の送料の支払いを行わず、仮に支払いを行ったことが分かった場合は、当該費用の返還を求める。

(2) 運送事業者の提供する送状作成システム(ヤマトBⅡクラウド等)の使用は任意とし、送り状を手書きなどにより作成することを妨げない。

いずれの場合もLedgHomeクラウドへの発送番号等の取込み(入力)を送状の作成後、速やかに行うこと。発送番号等の取込み(入力)により、市でもお礼の品の配送状況が確認できるとともに、ステータスが自動で配送完了となり、請求書の出力ができるようになる。

ただし、切手を貼ってポストに投函する封筒やレターパックについては、この限りでない。

(3) 寄附者から、寄附者以外の宛先(例えば、寄附者である子どもが、別に暮らす親へ「お礼の品」を贈るなど)、別に指定する住所などへの送付依頼があった場合は、これに應ずること。寄附者以外の宛先へ送る場合、誰からの寄附であるかが分かるよう、送り状等に寄附者を明記すること。

記載例:「寄附者 高山太郎」

(4) - 1 寄附者による受取りの利便性に配慮するとともに、送料の負担軽減を図るため、同時期に同じ宛先に対して「お礼の品」を発送する場合は、寄附者にそのことが分かるように配慮したうえで、合理的な方法により同梱することを原則とする。

(4) - 2 「お礼の品」を同梱して送る際に、運送事業者の提供する送り状作成システムを利用して送り状を作成した場合、送り状は「お礼の品」の数量だけ作成されるが、発送に使用する枚数のみを採用し、残りは破棄すること。

採用する送り状の内容欄には、破棄する分の送り状の内容を手書きで転記するなど、お礼の品を受取る寄附者の理解に配慮すること。

記載例:「飛騨牛 400g ×3口+ハンバーグセット」下線部は手書き(破棄分)

(4) - 3 「お礼の品」を同梱した際、LedgHomeクラウドに発送番号を取り込んだ後、破棄した分の発送番号も取り込まれるため、破棄した分の発送番号については、採用した発送番号に手作業で修正すること。破棄した分の発送番号が入ったまま放置した場合、自動では「配送完了」のステータスにならず、請求書が出力できないため留意すること。

## 5. 契約・支払いについて

市と事業者間の「お礼の品」調達に関する契約、「お礼の品」の代金等の清算については、次に掲げるとおりとする。

(1) 市は、LedgHomeクラウドにより集約した寄附金に対応する「お礼の品」の発注を取扱い事業者に行い、発送の完了した「お礼の品」の代金の請求について、LedgHomeクラウドの提供する環境で行われたことを確認し、随時、請求書払いを行う。(取扱い開始時の単価契約、追加や修正する場合の変更契約等を行わない。)

(2) 「お礼の品」の代金は、別に運送事業者から市へまとめて請求のある送料が月締めであることに鑑み、発送日に基づく月単位にまとめて、毎月末、市へ請求することを原則とする。ただし、事業者所定の締め日がある場合などは、この限りでない。

(3) 定期便にかかる「お礼の品」の請求及び代金の支払いは、発送回(月)毎に、上記(2)において定期便以外の「お礼の品」と合わせて行う。

(4) 年度末である3月31日までに発送した「お礼の品」の代金については、前年度の事業費で支

払いを完了する必要があるため、遅くとも4月10日までに市へ請求書を提出すること。

## 6. 個人情報の取扱いについて

ふるさと納税に関する業務を遂行するため、個人情報を取扱う場合には、高山市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

- (1) 「お礼の品」発送時におけるパンフレット等の同封は積極的に行って構わないが、その後、ダイレクトメールを発送するなど、当該個人情報を2次利用してはならない。(情報を目的外利用する場合は本人の了解が必要であり、そのような了解は得られていないため。)
- (2) 寄附者へ電子メールを一斉送信する場合は、宛先をBCCに入れ送信することとし、寄附者のメールアドレス等が第三者に伝わらないようにすること。

## 7. 業務の流れ

別紙のとおり

## 8. 応募方法

次の申込書に必要事項を記載(入力)し、必要書類を添えて9.の申込み先まで提出すること。

No	提出物	内容	提出方法
1	事業者登録申込書(様式1)	1事業者につき1枚 (押印必要)	紙媒体 (窓口又は郵送)
2	事業者登録シート(様式2)	1事業者につき1ファイル(excel形式)	電子媒体 (メール又はCD-R等)
3	お礼の品登録シート(様式3)	1事業者につき1ファイル(excel形式)	
4	「お礼の品」の写真データ (HP掲載用に加工したもの) メイン1点 横650×縦400ピクセル程度 サブ3点まで 横500×縦300ピクセル程度	「お礼の品」1件につき 4点まで(jpeg形式)	

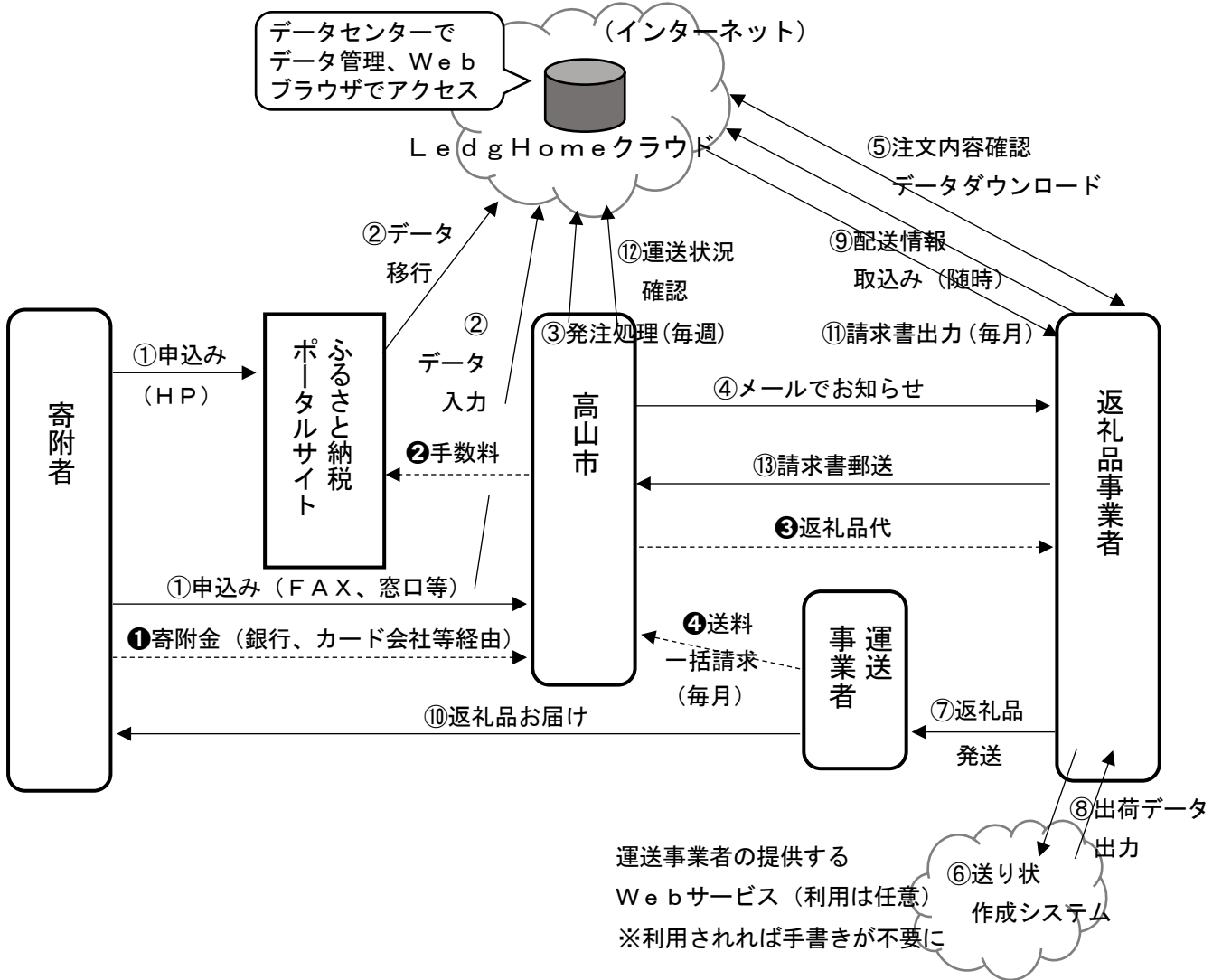
提出期限等はなく、年間を通じて随時提出できる。取扱い事業者を辞退する場合、個々の「お礼の品」の掲載内容等を変更、取扱いを終了する場合は、別途、市へ文書等(任意様式)により知らせること。

市では、申込み(変更、終了の申出)があった場合、審査等のうえ順次ふるさと納税ポータルサイト等への掲載(変更、削除)を行う。令和2年2月の募集開始以降、受付順に順次、掲載(更新)を行うが、申込みが集中し、掲載等までに時間を要することが予想されるため、あらかじめ了解のこと。

## 9. 申込み、問合せ先

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所  
企画部 ブランド戦略課 ふるさと納税担当  
電話：0577-35-3001(直通)  
FAX：0577-35-3174  
E-mail：furusato@city.takayama.lg.jp

別紙 7. 業務の流れ関係



【注記】

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」は、現在、管理を(株)さとふるが行っているため、上記の内容とは異なる部分がある。

(株)さとふるとは、上記内容となるよう協議しているが、協議が整わない場合、これまでと同様、さとふる用の「お礼の品」の登録は、別に行う必要があり、後日、申込者に案内する。